

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大山生竹テフラ噴出規模見直し) (美浜3号機、高浜1, 2, 3, 4号機及び大飯3, 4号機の設計及び工事の計画【10】、並びに、高浜及び大飯の保安規定【10】)

2. 日時：令和3年11月10日 10時10分～12時40分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席(・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

止野安全管理調査官、高橋管理官補佐、立元管理官補佐、中房上席安全審査官、深堀上席安全審査官、石井主任安全審査官、井上主任安全審査官、安田主任安全審査官

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力安全・技術部門 プラント・保全技術グループ
マネジャー 他5名 及び 担当者9名

5. 要旨

(1) 関西電力から、大山生竹テフラ噴出規模見直しに係る、美浜発電所第3号機、高浜発電所第1号機、第2号機、第3号機及び第4号機、大飯発電所第3号機及び第4号機の設計及び工事の計画の(変更)認可申請、高浜発電所及び大飯発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請について、本日の提出資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について、詳細に説明することを求めるとともに、引き続き、内容を確認することとした。

降下火砕物に対する防護対策の考え方全般が明確となるよう、本申請(設計及び工事の計画の(変更)認可申請及び原子炉施設保安規定変更認可申請)と既許認可の申請内容との関係性を整理して説明すること。

○第1001回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合(令和3年9月7日)において言及のあった、高浜発電所第3号機及び第4号機の設計及び工事の計画を代表プラントとして説明するとの方針と整合するよう、まず、両号機に係る説明を行うこと。

(3) 関西電力から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

(設計及び工事の計画)

資料1 高浜発電所3, 4号機 大山生竹テフラ(DNP)の噴出規模見直しに係る

設計及び工事の計画の認可の申請について

- 資料2 美浜3号機、高浜1, 2, 3, 4号機及び大飯3, 4号機設計及び工事計画に係る補足説明資料 大山生竹テフラ噴出規模見直しに係る対応
- 資料3 美浜3号機、高浜1, 2, 3, 4号機、大飯3, 4号機技術基準等への適合状況について (大山生竹テフラ噴出規模見直しに係る対応) 参考資料 < 構造強度評価(建屋)に係る参考資料 >
- 資料4 設計及び工事計画 コメント反映整理表

(保安規定)

- 資料1 高浜3, 4号炉 原子炉施設保安規定変更認可申請に係る審査会合における指摘事項への回答について (大山生竹テフラの噴出規模見直しに係る運用変更)
- 資料2 高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料
- 資料3 保安規定審査 コメント反映整理表

以上